

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定及び四万十市契約規則（平成17年四万十市規則第43号）第5条の規定に基づき、次のとおり制限付き一般競争入札について公告する。

令和8年1月9日

四万十市長 山下 元一郎

1 入札に付する事項

(1) 業務名

選挙運動用ポスター掲示場設置・管理及び撤去業務（C地区）

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務の期間

令和8年2月20日から令和8年5月8日まで

(4) 業務場所

四万十市役所

(5) 予定価格の設定

有

(6) 最低制限価格の設定

無

2 入札参加資格要件

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4のいずれにも該当しない者

(2) 国税及び地方税を滞納していない者

(3) 公告の日から開札の日までの期間に、国、高知県、四万十市から指名停止等の措置を受けていない者

(4) 商法の規定に基づく整理開始の申し立て、若しくは通告の事実がない者

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申し立てがなされていない者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合は、更正手続きが完了し

ている者

- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した場合は、再生手続きが完了している者
- (8) 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過している者又は6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）による暴力団又は暴力団員に該当しない者
- (10) 四万十市内に本社又は支社、営業所等を有すること。

3 入札参加資格の審査申請等

- (1) 本入札参加希望者は、入札参加資格を有することの審査を受けるため、(2)に示す必要書類を項番4に指定する日時までに提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - (2) 入札参加資格審査申請に必要な書類
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（※必須）
 - イ 法人の場合は、商業登記簿謄本（写し可）
 - ウ 個人の場合は、身分証明書（写し可）
 - エ 所在地の納税証明書（国、都道府県、市町村。写し可）
 - オ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
 - カ 四万十市内の支店、営業所等の所在が分かるもの（本社が四万十市内の場合は不要）
- ※上記イ～オについて、令和7年度四万十市指名競争入札参加資格を得ている場合は、今回の提出を省略することができる。

4 申請書等の交付・受付場所及び期間

- (1) 場所 〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市役所 財政課 管財契約係
- (2) 期間 公告の日から令和8年2月2日（月）17時00分まで
(ただし、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。)
 - (注1) 申請書の提出方法は、郵送も可とするが、期間内に必着のこと。
 - (注2) 審査の結果、入札参加資格の有無を令和8年2月5日（木）までにメールにより通知する。
- (3) その他 入札参加資格審査申請書は、本市のホームページ内の当該入札に関する記事よりダウンロードして使用しても差し支えない。

5 仕様書等に関する質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付期間 公告の日から令和8年2月2日（月）12時00分まで
- (2) 受付方法 メールにより受け付ける。質疑書の送信を行った際は、必ずその旨を電話連絡すること。
メールアドレス nyuusatu@city.shimanto.lg.jp
電話番号 0880-34-6120
- (3) 回答方法 申請受付終了日までは、本市のホームページ内（「事業者向け情報」→「入札・契約関連情報」）で回答を公表し、申請受付終了後は全ての申請者に、参加資格業者決定後は全ての参加資格業者に2月6日（金）17時までに回答する。

6 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月12日（木）11時00分から（予定）
- (2) 場所 四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市役所 3階 防災対策室

7 入札方法

- (1) 電報又は郵送等による入札は認めない。
- (2) 入札時間までに入札場所に入室すること。
- (3) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、再度の入札回数は2回（初度を含めて3回）までとする。

8 入札保証金

免除

9 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

10 入札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約期間である5年間の合計金額を記載すること。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 本人又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。
- (3) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- (4) 入札書の金額を訂正したとき又は未記入のとき。
- (5) 入札書に記名、入札案件名及び証印が誤脱し、又は確認できないとき。
- (6) 入札に際して不正の行為があったと認められるとき。
- (7) 代理人が委任状を持参しないで入札をしたとき。
- (8) 所定の入札箱に投かんしなかったとき。
- (9) 執行中以外の入札に係るものを投かんしたとき。
- (10) その他市長が定めた入札に関する条件に違反したとき。

12 落札者決定の方法

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、入札執行者の指示する時点で、くじ引きを行い落札者を決定する。

13 契約保証金

免除

14 その他

- (1) 項番3の入札参加資格審査申請書を提出した者が1者の場合でも入札を行う。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ入札公告及び仕様書を承知すること。
- (3) この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (4) 申請書等及び追加書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- (5) 提出書類に虚偽のあった場合は、契約を解除するとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札日時及び場所等は都合により変更する場合がある。その場合は、改めて参加者全員に通知する。